

児童扶養手当法の一部を改正する法律案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号) (抄)

改正案	現行
<p>(支給期間及び支払期月)</p> <p>第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(支給期間及び支払期月)</p> <p>第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月(第十三条の二第一項において「支給開始月」という。)から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十三条の二 受給資格者(母に限る。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき(第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができない。</p>

2| 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。

○母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十九号）（抄）

改正案

附則

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童扶養手当法第六条第二項に該当する者については、同項の規定は、なお効力を有する。

第四条 削除

現行

附則

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童扶養手当法（次条において「旧法」という。）第六条第二項に該当する者については、同項の規定は、なお効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第六条の規定による認定を受けている者又は旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつて、この法律の施行前に同条第一項の規定による認定の請求をしこの法律の施行の日以後に第二条の規定による改正後の児童扶養手当法（以下この項及び次項において「新法」という。）第六条の規定による認定を受けたものに対する児童扶養手当の支給に關し新法第十三条の二の規定を適用する場合には、同条中「支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき（第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき）」とあるのは、「平成十五年四月一日から起算して五年を経過したとき（同日において三歳未満の児童を監護する受給資格者に

あつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき」とする。

2| この法律の施行の際現に旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつてこの法律の施行の日以後に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたものに対する児童扶養手当の支給に  
関し、新法第十三条の二の規定を適用する場合には、同条  
中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」と  
あるのは、「平成十五年四月一日」とする。